

28川監公第13号

平成28年12月12日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村田恭輔
---------	------

同	植村京子
---	------

同	坂本茂
---	-----

同	織田勝久
---	------

1 監査の種別

定期（財務）監査

2 監査の対象

総務企画局、財政局、臨海部国際戦略本部

3 監査の範囲

平成 27 年度及び 28 年度の財務に関する事務の執行（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査の期間

平成 28 年 9 月 1 日から同年 11 月 29 日まで

5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり所属を問わず発生し、反復して発生している不適正な事例があった。財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

これらについては、今回の監査対象部局に限らず全庁的に注意すべき問題として捉え、再発防止に向けたより一層の取組が行われることを望むものである。

（1）予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成 7 年規則第 10 号）第 23 条第 1 項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第 25 条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、

予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

(総務企画局総務部庶務課、同庁舎管理課、情報管理部行政情報課、同システム管理課、人事部人事課、行政改革マネジメント推進室、危機管理室、財政局資産管理部資産運用課、税務部税制課、臨海部国際戦略本部国際戦略推進部、同キングスカイフロントマネジメントセンター)

(2) 物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。しかしながら、一括して発注すべき物品購入について分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

(総務企画局危機管理室)

(3) その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 物品不用処分の手続を行っていなかった事例

(総務企画局総務部庶務課、人事部人事課、財政局財政部財政課、みぞのくち市税事務所納税課)

(イ) 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていなかった事例

(財政局財政部財政課、収納対策部収納対策課、みぞのくち市税事務所納税課、同こすぎ市税分室)

(ウ) 使用者変更の手続を行っていなかった事例

(財政局しんゆり市税事務所納税課)

イ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

(総務企画局都市政策部企画調整課、人事部人事課、危機管理室)

ウ 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任の手続が完了していなかった事例

(財政局財政部財政課、税務部税制課、収納対策部債権管理課、かわさき市税事務所資産税課、同納税課、みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室)

(イ) 任命すべき職員以外の者を金銭出納員に任命していた事例

(財政局かわさき市税事務所納税課)